

児童手当制度のご案内



児童手当制度の目的

児童手当制度とは、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

児童手当のしくみ

●支給対象

児童手当等は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校第3学年修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当等は支給されません。

●支給額

第1子及び第2子5,000円（月額）、第3子以降10,000円（月額）

●支払時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれ前4ヶ月分が支払われます。

児童手当を受給するために

児童手当等を受給するためには、認定請求書を、役場町民課福祉住民係又は問寒別出張所（公務員の方は勤務先）に提出する必要があります。原則として、請求のあった日の属する月の翌月から手当が支給されます。

お問い合わせ

役場町民課福祉住民係
☎5-1111（内線158）

請求の際にお持ちいただくもの

①健康保険被保険者証

（幌延町国民健康保険被保険者以外の方）

②平成16年分児童手当用所得証明書

（平成17年1月1日現在幌延町に住所を有していない方）

※平成17年1月1日現在幌延町に住所を有する方は「同意書」により所得情報を確認させて頂きます。

③児童の属する世帯全員の住民票

（幌延町に住所を有さない児童を監護し生計を維持する方）

④印鑑

⑤手当振込先の預金通帳など

昨年度、却下された方や、所得が多いため請求されなかった方についても、今年度の所得基準により支給される場合がありますので、お早めに請求してください。

続けて手当を受給するために

児童手当等を受給されている方は、毎年6月末までに現況届を提出しなければ6月分以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

※届出の際必要となるものは、認定請求書と同じ（上記①～⑤）です。

支給対象児童が増えたとき

現に児童手当等を受給されている方で、新たに支給対象児童が増えた場合（出生等）は、額改定認定請求書を提出しなければ増額されません。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。